

米沢市立南部小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に定めたものです。

1 はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、「いじめはどの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という認識を共有し、児童の尊厳を保持することを目的に、家庭、地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組みます。

2 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめ防止等に対する理念

- ・「いじめをしない、させない、放っておかない」学校をつくります。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくります。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組みます。
- ・いじめの問題への対応は、組織として適切かつ迅速に対処します。

(4) 児童の責務

- ・いじめを行ってはなりません。
- ・いじめを認識しながら放置してはなりません。
- ・いじめは、いじめられた人の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解します。

2 いじめ対策組織の設置

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・学年主任・教育相談担当・各部長とする。

(2) 役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認と評価、改善策の策定
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織します。
- ・事案への対応については、メンバー構成を検討追加し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

○児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる集団づくりを行うことを基本とします。

- ・児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ・児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

(2) いじめの早期発見の取組

基本とすること

○「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、日常的な観察を丁寧に行うことを基本とします。

- ・アンケートにもとづく教育相談を定期的に実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

○いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたることを基本とします。

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ・加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ・ネット上のいじめの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。

重大事態とは

○いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
○いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を開催し、事案に応じて市教育委員会の指導や適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

【重大事態対応フロー図】

教育委員会へ重大事態の発生を報告（校長）

↓ 教育委員会が調査の主体を判断……………▶ 教育委員会が調査主体となる場合が有

学校が調査の主体と判断され指示された場合

□校内に重大事態の調査組織「いじめ調査委員会」を設置（いじめ対策委員会を母体とする）

↓ ※組織の構成については専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

□事実関係を明確にするための調査を実施

↓ ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

↓ ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

□いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

↓ ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

↓ ※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

□調査結果を教育委員会に報告

↓ ※要請があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査報告書に添付する。

■調査結果を踏まえた必要な措置

↓ ※調査結果を踏まえ、再発防止にむけた取組を検討し、実施する。

↓ ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直し、実効性のある取組となるよう努めます。

附則 この方針は、平成30年4月1日から適用する。